

市民委員会資料

1 平成25年第2回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第64号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 新旧対照表

参考資料2 指定申出法人の概要について

参考資料3 特定非営利活動法人の条例指定制度について

市民・こども局

(平成25年5月29日)



川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例

新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第53号</p>	<p>川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第53号</p>
<p>川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の名称及び主たる事務所の所在地は、別表のとおりとする。</p>	<p>川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の名称及び主たる事務所の所在地は、別表のとおりとする。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (川崎市市税条例の適用)</p> <p>2 <u>別表1の項及び2の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例第23条の5第2項の規定は、平成24年1月1日から適用する。</u></p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (川崎市市税条例の適用)</p> <p>2 <u>別表に規定する特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例第23条の5第2項の規定は、平成24年1月1日から適用する。</u></p>
<p>附 則（平成25年 月 日条例第 号） (施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (川崎市市税条例の適用)</p>	
<p>2 <u>改正後の条例別表3の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定は、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	

別表

	名称	主たる事務所の所在地
1	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド	横浜市中区新港2丁目2番1号 横浜ワールドポーターズ6階NPOスクエア
2	特定非営利活動法人キーパーソン21	川崎市中原区新丸子東2丁目907番地—304
3	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川4丁目1,124番地2

別表

	名称	主たる事務所の所在地
	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド	横浜市中区新港2丁目2番1号横浜ワールドポーターズ6階NPOスクエア
	特定非営利活動法人キーパーソン21	川崎市中原区新丸子東2丁目907番地—304

指定申出法人の概要について

特定非営利活動法人スマイルオブキッズ

代表者氏名	田川 尚登
主たる事務所の所在地	横浜市南区六ツ川 4 丁目 1, 124 番地 2
設立登記年月日	平成 1 5 年 9 月 1 2 日
認証年月日	平成 1 5 年 8 月 2 9 日
定款に記載された目的	<p>本会は、闘病中の子どもたちの基本的人権が尊重され、最善の医療を受け日々の生活の質を向上させることができるよう、本人及び家族に精神的、物質的支援をする事業並びに小児医療に関わる法人、団体への支援事業を行うとともに闘病中の子どもたちの現状を広く社会に伝え、志のあるボランティアを育成することによって、広く社会全体の子育て環境の改善に寄与することを目的とする。</p>
特定非営利活動の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・前に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

4 川崎市における指定NPO法人となるための基準(概要)

川崎市の条例指定制度は、「地域における支持」の基準として、算定対象を市民に限定した独自の基準を設けるとともに、NPO法の趣旨に反する活動を行う法人は指定の対象外とするなどの特徴があります。

NPO法人の活動の公益性を判断する「公益要件」と、運営面での健全性を判断する「運営要件」という二つの視点での基準を条例・規則で設定しています。

「公益要件」

(1) 市内における公益的活動の実績

市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること。

(2) 地域における支持

その法人の活動に賛同して寄附等をした川崎市民の数で客観的に判断することを基本とし、次のいずれかを満たすこと

- ① 年間 3,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 50 人以上
- ② 年間 1,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 100 人以上
- ③ 認定NPO法人であること(本市の条例指定を経て認定を取得した法人を除く。)

「運営要件」

- ① 運営組織及び経理が適切であること
- ② 事業活動が適正であること(特定の個人、法人、その他の団体の不当な利益につながる活動を行う法人は指定の対象としないことを明確化しています。)
- ③ 情報公開を適切に行うこと(法人事務所での書類の閲覧、事業報告書等及び定款のホームページ上での公表)
- ④ 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること
- ⑤ 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑥ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

5 審査会

第三者委員会として、学識経験者並びに市民活動に関する知識及び経験を有する者 6 名以内で構成し、審査及び指定の適否を行い市長に答申します。

6 実績判定期間

初回の申出では 2 年分、更新時には 5 年分(※特例適用の場合は 3 年分)の実績について、基準への適合を判定します。

※総収入金額が年平均 800 万円未満の法人が希望により対象となり、次回更新までの期間が 3 年に短縮されますが、事務負担の軽減措置が受けられます。

7 指定の更新

5 年(特例適用の場合は 3 年)ごとに、更新の申出を行う必要があります。

8 条例指定制度を導入している自治体(平成 25 年 4 月 1 日現在)

都道府県：神奈川県、大分県、京都府、埼玉県、鳥取県、奈良県、滋賀県

政令指定都市：川崎市、相模原市、横浜市、京都市

その他県内自治体：横須賀市、藤沢市、南足柄市、三浦市、鎌倉市、平塚市、大和市
開成町、茅ヶ崎市、松田町、厚木市、小田原市

特定非営利活動法人の条例指定制度について

平成23年6月、特定非営利活動法人（NPO法人）への寄附を促すための法改正が行われ、各自治体が独自に定める基準等を満たして条例で指定されたNPO法人に対し、税制上の優遇措置（個人住民税の寄附金控除）を付与することにより、その法人への寄附を促し活動を支援する「条例指定制度」が創設されました。

川崎市では、平成24年6月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」を制定するとともに、同年12月には「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例」を制定し、2法人を指定しました。今回新たに1法人を指定するために条例の一部を改正するものです。

1 条例指定制度の概要

- 条例指定制度は、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を、都道府県又は市区町村が条例で指定することができる制度です。
- 指定にあたっては、指定する法人の名称と主たる事務所の所在地を条例に記載する必要がありますが、導入の判断や指定の基準等は、各自治体の裁量に委ねられています。

2 条例指定を受けるメリット

- 本市の指定を受けると、個人がその法人に寄附した場合、個人住民税（市民税6%）の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。（その法人が神奈川県から条例指定されている場合、県民税4%の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられません。）

例：個人が1万円を寄附した場合の市民税の控除額

$$\{10,000円 - 2,000円（適用下限額）\} \times 6\% = 480円$$

- 法人の事務所がある自治体において指定を受けると、※1 認定NPO法人制度の基準の中で最も難しい基準と言われている※2 パブリック・サポート・テストを満たします。

⇒条例指定を受けることにより、認定が受けやすくなります。

※1 一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等多様な税制上の優遇措置を付与することにより、そのNPO法人への寄附を促し、活動を支援する制度

※2 法人が広く市民からの支援を受けているかどうかを示す指標

3 指定NPO法人となるまでの手続きの流れ

指定の申出を受けてから、指定されるまでの期間は5～6か月程度を要します。

1 事前相談	随時（提出書類の作成・確認等の打ち合わせを行います。）
2 指定の申出	1月末まで→6月議会 7月末まで→12月議会
3 縦覧	申出書受付後、1か月間「情報プラザ」で公開します。
4 審査	書類審査→ヒアリング・法人事務所での調査等→審査会による審査
5 条例手続	法制審査→審査会で「指定相当」とされた法人について、その名称と主たる事務所の所在地を記載した条例案を市議会に上程→採決
6 条例の施行	可決された条例が施行された日に指定NPO法人となります。